

座間市予定価格等公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）の規定により座間市における入札契約の透明性の向上を図ることを目的とし、工事及び建設コンサルタント、委託、物品等の予定価格等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、工事及び座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号）の規定による一般競争入札及び指名競争入札により契約する建設コンサルタント、委託、物品等で、予定価格（税込）が次に掲げる金額のものとする。

- (1) 工事（製造の請負を含む） 契約検査課で契約する予定価格200万円超の案件
- (2) 建設コンサルタント 契約検査課で契約する予定価格100万円超の案件
- (3) 委託 契約検査課で契約する予定価格100万円超の案件
- (4) 物品 契約検査課で契約する予定価格200万円超（印刷製本）、150万円超（備品）及び100万円超（消耗品等）の案件
- (5) 物件の借り入れ 契約検査課で契約する予定価格80万円超の案件

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、次に掲げる事項とする。なお、事前公表は、一般競争入札に付した場合に行うものとする。

- (1) 事前公表 かながわ電子入札共同システム内入札情報サービスシステム(以下「入札情報サービス」という。)の「入札公告」で表示される事項とする。
 - ア 業務名
 - イ 開札予定日
 - ウ 予定価格
 - エ 履行場所
 - オ 履行期限
- (2) 事後公表 入札情報サービスの「入札結果」で表示される事項とする。
 - ア 開札日
 - イ 業務名
 - ウ 予定価格（随意契約の場合を除く）
 - エ 落札金額
 - オ 最低制限価格（設定したときに限る）
 - カ 低入札価格調査基準価格（設定したときに限る）
 - キ 履行場所

ク 履行期限

ケ 入札参加業者名（代表者名）及び入札額

コ 随意契約の相手方の選定理由

（公表の方法）

第4条 予定価格等の事前公表の方法は、一般競争入札の場合、入札公告によるものとし、事後公表の方法については、原則として、入札情報サービスによるものとする。

（公表の時期等）

第5条 一般競争入札に係る事前公表の時期は、公告日とし、入札に係る事後公表の時期は、落札決定した日の翌日以降の開庁日とする。

2 事後公表の公表期限は、公告した日の属する年度から起算して5年後の年度末までとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

（予定価格の事後公表事務取扱要領の廃止）

2 予定価格の事後公表事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。